

南庄内 合併協議会だより

鶴岡市

藤島町

羽黒町

榊引町

朝日村

温海町

合併後の住所の表記をまとめました

先月24日に開催した第6回協議会で話し合われた、主な内容をお知らせします。

○住所の表記は表のようになります

10月1日より、表の赤い部分の表記を右の青い表記に変えることでまとめられました。

・藤島町、榊引町、朝日村、温海町の住所は、「東(西)田川郡 町(村)大字」の部分で「鶴岡市」に置きかえます。

・羽黒町の住所は、「東田川郡羽黒町大字」の部分で「鶴岡市羽黒町」と置きかえます。

・鶴岡市で「大字」が付いている地域は、住所から大字の字句を除きます。

なお、6市町村とも「大字」以下の表記はこれまでと変わりません。

ただし、藤島町大字関根は下表のとおりとなります。

お住まいの市町村		現在の住所例	新市の住所	変更点
鶴岡市	住所に「大字」あり	・鶴岡市 <u>大字我老林</u> 字野中川原35番地	鶴岡市 <u>我老林</u> 字野中川原35番地	「大字」の字句を除く以外は現在と同じです
	住所に「大字」なし (住居表示区域)	・鶴岡市馬場町9番25号 ・鶴岡市湯野浜一丁目1番7号	同じ 同じ	現在と変更ありません
藤島町	大字関根以外	・ <u>東田川郡藤島町大字</u> 藤島字笹花25番地 ・ <u>東田川郡藤島町大字</u> 渡前字中屋敷28番地	鶴岡市藤島字笹花25番地 鶴岡市渡前字中屋敷28番地	「東田川郡藤島町大字」を「鶴岡市」に置きかえます
	大字関根	・ <u>東田川郡藤島町大字関根</u> 字 番地	鶴岡市 <u>藤島関根</u> 字 番地	「関根」の名称が新市で重複するので、「藤島関根」と変更します
羽黒町		・ <u>東田川郡羽黒町大字</u> 荒川字前田元89番地	鶴岡市 <u>羽黒町</u> 荒川字前田元89番地	「東田川郡羽黒町大字」を「鶴岡市羽黒町」に置きかえます
榊引町		・ <u>東田川郡榊引町大字</u> 上山添字文栄100番地	鶴岡市 <u>上山添</u> 字文栄100番地	「東田川郡榊引町大字」を「鶴岡市」に置きかえます
朝日村		・ <u>東田川郡朝日村大字</u> 下名川字落合1番地	鶴岡市 <u>下名川</u> 字落合1番地	「東田川郡朝日村大字」を「鶴岡市」に置きかえます
温海町		・ <u>西田川郡温海町大字</u> 温海戊577番地1 ・ <u>西田川郡温海町大字</u> 鼠ヶ関丙150番地	鶴岡市 <u>温海</u> 戊577番地1 鶴岡市 <u>鼠ヶ関</u> 丙150番地	「西田川郡温海町大字」を「鶴岡市」に置きかえます

○一部事務組合等の取扱い

ごみやし尿の処理などを行っている「鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合」、消防・救急活動を行っている「鶴岡地区消防事務組合」、藤島町などで水道事業を行っている「月山水道企業団」については、合併後も当面、新市と三川町がこれらの組合等を存続させることにしました。

各組合等とも、合併後も現在と同様に業務を行い、住民の皆さんへのサービスに変更はありません。なお、合併により組合等の構成市町村数が減少することなどから、組合議員の定数を削減することとしています。



新市の市章 募集中です



裏 表

募集チラシ(応募用紙)

なっています)でご案内しています。詳細については、協議会事務局にお問い合わせください。応募要項をご覧ください。なお、応募要項、募集チラシ(応募用紙)は6市町村役場の窓口、協議会ホームページにございます。住民の皆様からの多数のご応募をお待ちしております。

新「鶴岡市」誕生が確定

総務大臣告示

皆さんもご存知のように、去る四月十八日の総務大臣の「告示」によって、6市町村の合併が正式にしました。誕生する鶴岡市は、東北地方の中で一番面積が広い市町村(16年度末まで合併を申請した市町村を含む比較)となり、人口では県内で二番目に大きな自治体となります。

庄内平野、赤川、出羽三山、朝日連峰、日本海など、多様な自然に恵まれ、実り豊かな魅力あふれる新しい鶴岡市が、10月1日、まもなく誕生します。

南庄内合併協議会だより

第4号

編集・発行/南庄内合併協議会事務局
〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9-25
Tel 0235-25-2115 Fax 25-2154

ホームページ <http://www.minamishonai-gappei.jp/>
電子メール info@minamishonai-gappei.jp

事務局から

合併まであと残すところ約4ヶ月となりました。スムーズに新市に移行し、住民の皆さんにご不便をおかけすることのないよう準備を進めてまいります。今後も合併情報について広くお知らせしてまいりますので、ご意見やお問い合わせ等がありましたら、お気軽に協議会事務局へお寄せください。